

群馬県立女子大学 電気・冷暖房設備運転管理等業務委託仕様書

総則

本仕様書は群馬県立女子大学（以下「甲」という）が受託者（以下「乙」という）へ委託する業務の内容を定めたものである。

電気設備業務

1 業務の範囲

電気設備業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 電気設備の維持及び運用
- (2) 電気設備の工事、維持及び運用に関する保安監督

2 業務の内容

(1) 乙の業務

- ア 第三種電気主任技術者以上の資格を有する者に業務を行わせること。なお、冷暖房設備等業務との兼任は可とする。
- イ 日常使用による消耗、破損及び故障に伴う施設設備等の修理業務
- ウ 電気設備精密点検として年1回次の項目について点検を行うこと。

設備	測定数
・高圧電路絶縁抵抗測定	21ポイント
・接地抵抗測定	10ポイント
・過電流継電器測定	14台
・高圧地絡継電器試験	4セット
・引込地絡継電器試験	1セット
・警報表示装置試験	8面
・低圧幹線絶縁抵抗試験	11面
・電灯動力分電盤絶縁抵抗測定	1式
・漏電ブレーカー試験	200ポイント
・漏電警報器試験	10台
・不足電圧継電器試験	1台
・過電圧継電器試験	1台
・絶縁油耐圧試験（トランス）	11台

(2) 電気主任技術者の業務

- ア 保安規程等及び電気事業法に定める電気主任技術者としての職務を行うこと。
- イ 機械棟中央監視設備（チャイムの設定含む）の運転、監視
- ウ 照明器具、電気設備等の点検及び簡単な補修
- エ 委託業務に使用する書類、図面、日誌等の保管

- オ 業務に関連する官庁等への報告書、届出書の作成及び立会い
- カ 保安規程等に定める記録簿、日誌等の作成
- キ 噴水清掃、雨水溝等の側溝清掃及び電灯その他の設備の清掃

3 電気主任技術者の執務条件

勤務日・勤務時間

別表1のとおり

4 電気主任技術者の選任（解任）手続

- (1) 電気主任技術者を選任しようとするときは、事前に履歴書及び資格を証する書面を甲に提出すること。なお、電気主任技術者選任の届出等、選任に必要な手続は乙が甲に相談の上行うものとする。

5 甲と乙の連絡調整

- (1) 設備の改廃、新設工事の実施その他電気設備の保安上重要な措置については、甲乙協議して行う。

- (2) 電気主任技術者が行う職務の保安上重要な事項については、甲乙協議して行う。

6 保安規程等の遵守

乙及び電気主任技術者は、委託業務の実施にあたって電気関係諸法令及び保安規程等を遵守し常に善良なる管理者の注意をもって電気設備の管理にあたる責を負うものとする。

7 修繕必要箇所の報告

乙は、業務中に修繕を要する箇所を発見した際は、直ちに甲に報告し、対応を協議しなければならないものとする。

8 消耗品等の負担区分

次のものは甲の負担とし、これ以外は乙の負担とする。

- ア 机、椅子、ロッカー等の事務用備品
- イ 電話、電気、水、灯油
- ウ 電気設備に関する部品
- エ 各種用紙類
- オ 工具類

9 委託業務から除外する事項

次の設備の運転管理業務は、この委託から除外する。

- ア 講堂一舞台吊物装置、音響設備、調光設備
- イ 大学会館一厨房設備、電動シャッター
- ウ 2号館一C A L L 教室内機器
- エ 大学全般一消防設備、非常放送設備、エレベーター、電話設備、A V機器、情報機器、自動扉

10 その他

- (1) 勤務中は、制服を着用すること。
- (2) 電気主任技術者が勤務する場所は、機械棟中央監視室とする。
- (3) 電気主任技術者は、執務環境の整理に心掛けること。

冷暖房設備等業務

1 業務の内容

(1) 乙の業務

- ア 丙種危険物取扱者の資格を有するものに業務を行わせること。なお、電気主任技術者との兼任は可とする。
- イ 空調機点検（1号館（1・2・26号教室）・2号館）、空調機フィルター清掃（1号館・2号館）、全熱交換機フィルター清掃（1号館（1・2・26号教室）・2号館）をそれぞれ年2回ずつ実施すること。

(2) 危険物取扱者の業務

- ア 危険物の規制に関する規則に定める危険物取扱者としての職務を行うこと。
- イ 熱源設備（空冷ヒートポンプモジュールチラー、温水ヒーター）、ファンコイル、空調機、温湿度調整機制御弁及び自動制御器その他冷暖房関係機器の運転、監視、点検及び整備は逐次行うこと。
- ウ 空調機、ファンコイルの運転期間中のフィルター清掃を月1回行うこと。
- エ 給排水設備及び時計、チャイムの点検は逐次行うこと。
- オ 電気湯沸器の清掃は逐次行うこと。
- カ 図面、日誌、記録簿及び別に協議して定める書類の保管をすること。
- キ 日誌、記録簿等の作成をすること。
- ク 業務に関連する官庁への報告書、届出書の作成及び立会いをすること。
- ケ 噴水清掃、側溝清掃及び電灯その他の設備の清掃は逐次行うこと。

(3) 地下灯油タンク点検

地下灯油タンク貯蔵所法定点検を年1回実施すること。

2 危険物取扱者の勤務条件

勤務日・勤務時間

別表1のとおり

3 冷暖房使用期間及び使用時間

(1) 使用期間

冷房 7月1日から9月30日まで

暖房 11月1日から3月31日まで

ただし、甲が冷暖房使用の必要を認めたときはこの限りでない。

(2) 使用時間

午前8時30分から午後7時30分まで（授業時間による）

上記の時間、授業及び会議等で使用する各室の冷暖房が使用できる状態にすること。

ただし、特例として定めた勤務日においてはこの限りでない。

4 関係法令の遵守

乙は委託業務の実施にあたって、消防法並びにその他関係法令を遵守し、常に善良なる管理者の注意をもって、冷暖房関係設備等の管理にあたる責を負うものとする。

5 修繕必要箇所の報告

乙は、業務中に修繕を要する箇所を発見した際は、直ちに甲に報告し、対応を協議しなければならないものとする。

6 消耗品等の負担区分

次のものは甲の負担とし、これ以外は乙の負担とする。

- ア 机、椅子、ロッカー等の事務用備品
- イ 電話、電気、水、灯油
- ウ 冷暖房設備、給排水設備に関する部品
- エ 各種用紙類
- オ 工具類

7 その他

- (1) 勤務中は制服を着用すること。
- (2) 勤務する場所は、機械棟中央監視室とする。
- (3) 執務環境の整備に心掛けること。
- (4) 適切な温度調整や利用していない部屋の空調を適宜オフにするなど、節電を心がけた運用をすること。

建築物環境衛生業務

1 業務の実施日時

業務の実施日時は、甲乙協議して定める。

2 業務の内容

(1) 乙の業務

- ア 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者を選任し、その者が職務を完遂で
きるよう指揮、監督及び援助すること。
- イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び水道法等に基づき次の測
定、点検、検査、清掃を実施すること。

なお、実施後はすみやかに測定結果等を報告すること。

名称	回数	場所（規模）
給水中残留塩素測定	週1回	甲が指定する20箇所
給湯中残留塩素測定	週1回	甲が指定する1箇所
雑用水中残留塩素測定	週1回	甲が指定する1箇所
飲料水水質検査・給湯水水質検査 (16項目検査) ※項目及び実施頻度は水道法第4 条に基づくものとする。	年2回	甲が指定する2箇所
飲料水水質検査・給湯水水質検査 (12項目検査) ※項目及び実施頻度は水道法第4 条に基づくものとする。	年1回	甲が指定する1箇所
雑用地下水質検査(pH・臭気・外 観・残留塩素)	週1回	甲が指定する1箇所
雑用地下水質検査(濁度・大腸菌)	年6回	甲が指定する1箇所

貯水槽清掃	年1回	受水槽 24 m ³ ・膨張タンク 1 m ³ ・2号館貯水槽 5 m ³
雑用水槽清掃	年1回	1号館雑用水槽 58 m ³ ・2号館雑用水槽 83 m ³ ・沈砂槽 25 m ³
消毒管理業務	年2回	全棟
排水管・汚水管清掃	年1回	全棟
簡易専用水道検査	年1回	甲が指定する1箇所
厨房排水管・グリストラップ清掃	年1回	厨房内排水管含む
空気環境測定	年6回	甲が指定する12箇所

(2) 建築物環境衛生管理技術者の業務

- ア 建築物環境衛生管理計画の立案
- イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に定める環境衛生管理基準を維持するため必要な措置を行うこと。
- ウ ア、イに関連する官庁等への届出書、報告書の作成及び官庁検査時の立会い。

3 その他

- (1) 作業するときは、制服を着用すること。
- (2) 建築物衛生環境管理技術者を選任又は異動させるとときは、事前に履歴書及びその資格を証する書面を甲に提出すること。

群馬県立女子大学 ESCO事業関連業務

「ESCO 設備維持管理業務概要」における、委託業務は当委託に含まれないこととする。

備考

- (1) 建物配置図・各棟平面図は別紙1に示す。
- (2) 契約開始前に、本業務を確実に遂行できるか否かの総合判断を行うため、点検作業や緊急時の対応についてのマニュアル、担当技術者の実績等、必要な資料の提示及び説明を求めることがある。

別表1 電気・冷暖房設備運転管理等業務委託契約 勤務日・勤務時間			
区分	電気設備業務 建築物環境衛生業務	冷暖房設備等業務	備考
冷房及び暖房の期間		冷房期間 7月1日～9月30日 暖房期間 11月1日～翌年3月31日	気温等の状況に応じて、大学が必要と認めた場合はこの限りではない。
勤務日	令和8年4月1日～令和11年3月31日の月曜～土曜日		
勤務を要しない日	日曜日、祝日、振替休日 年末年始（12月29日～翌年1月3日）		通常講義を行う日を除く。
特例	勤務を要しない日であっても、大学が必要と認める行事日には出勤する。		大学説明会（オープンキャンパス） 公開講座 錦野祭 大学入学共通テスト 入学試験
勤務時間	平日 7：30～18：30 土曜日 8：30～17：30		
特例	勤務日の特例日は、開始時間（各々右記のとおり）から20時を限度として行事終了まで		大学説明会（オープンキャンパス） 7：30～ 錦野祭 8：30～ 大学入学共通テスト 7：00～ 入学試験 7：30～
勤務体制	①土曜日を除き、2人以上の交代勤務とする。 ②勤務日の特例日のうち、大学説明会（オープンキャンパス）大学入学共通テスト及び前期・後期日程入学試験実施日については、2人以上の交代勤務とする。		